

令和8年 第3回郡上市議会臨時会 議案要旨

□令和8年4月16日提出

◇専決 (条例)	1 件
議案計	1 件
□報告	1 件

<議案>

番号	議案名	議案内容																			
52	専決処分した事件の承認について (郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) 【市民課】	<p>(平成16年郡上市条例第129号)</p> <p><専決日> 令和8年3月31日</p> <p><提案理由> 地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。</p> <p><主な改正内容></p> <p>① 課税限度額の改正 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を「66万円」から「67万円」に改め、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を「3万円」と定める。</p> <p>② 軽減判定所得基準の改正 軽減判定所得 (国民健康保険税の減額の対象となる所得) の基準について、5割及び2割軽減の対象となる世帯の被保険者数に乘ずる金額を改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">軽減判定基準</th> </tr> <tr> <th colspan="2">軽減率</th> <th>軽減判定所得基準</th> </tr> <tr> <td colspan="3">※ 世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が基準以下の世帯が対象</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【改正前】</td> <td>5割軽減</td> <td>基礎控除額 43万円 + 30.5万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>基礎控除額 43万円 + 56万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【改正後】</td> <td>5割軽減</td> <td>基礎控除額 43万円 + 31万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>基礎控除額 43万円 + 57万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</td> </tr> </tbody> </table> <p><施行期日> 令和8年4月1日</p>	軽減判定基準			軽減率		軽減判定所得基準	※ 世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が基準以下の世帯が対象			【改正前】	5割軽減	基礎控除額 43万円 + 30.5万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減	基礎控除額 43万円 + 56万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	【改正後】	5割軽減	基礎控除額 43万円 + 31万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減	基礎控除額 43万円 + 57万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
軽減判定基準																					
軽減率		軽減判定所得基準																			
※ 世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が基準以下の世帯が対象																					
【改正前】	5割軽減	基礎控除額 43万円 + 30.5万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)																			
	2割軽減	基礎控除額 43万円 + 56万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)																			
【改正後】	5割軽減	基礎控除額 43万円 + 31万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)																			
	2割軽減	基礎控除額 43万円 + 57万円 × 国保加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)																			

<報告>

番号	議案名	議案内容
2	専決処分の報告について	